

## UR賃貸住宅居住者の住まいの安定を求める意見書

UR賃貸住宅居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み、不安をいただいている。

泉南一丘団地自治会が、昨年9月に行った団地住まいアンケートによれば、世帯主75歳以上の世帯が29%、60歳以上の世帯では69%を占め、年金受給世帯については68%となる。

また、68%の世帯が年収353万円未満（49%が242万円未満）であるのに対し、家賃は4～6万円台の世帯が75.3%、年収242万円で家賃5万円であれば、家賃負担率は25%にもなる。年金だけが頼りの世帯のうち、74.5%以上の世帯が、家賃負担が「重い」と訴えている。

独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）は、市場家賃を原則としながら、その公共的使命から、機構法第25条第4項に「家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合～家賃を減免することができる。」と規定している。UR賃貸住宅居住者の多くが公営住宅法に基づく低額所得者であることを、政府・機構とも認めながら、この条項は空文化され、全く実施されていないことから、この条項の実施を強く求める。

さらに、機構は団地の統廃合、削減をめざして、2018年度（平成30年度）末までに「団地別整備方針書」の策定を進めている。居住者は、団地コミュニティを培い、多くが未長く住み続けたいと願っている。

よって、泉南市議会は、国及び政府に対して、UR賃貸住宅居住者の意向及び、その実情を考慮して下記の事項について適切な対応を行うよう強く要望する。

### 記

1. 機構は、公営住宅法に基づく低額所得者に準ずる低額所得世帯に対し、機構法第25条第4項に規定する「家賃の減免」条項を実施すること。
2. 機構は「団地別整備方針書」の策定にあたっては、泉南市を含め、居住者そして自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

泉南市議会

**採決結果**  
**平成30年6月27日 原案可決**